

国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う  
年金関係情報の取扱いについての留意事項

**【年金関係情報提供マニュアル】**

平成 31 年 6 月向けデータ標準レイアウト版

平成 3 1 年 3 月

財務省給与共済課・国家公務員共済組合連合会

# 目次

第1章	はじめに	4
第1節	本留意事項の目的	4
第2節	本留意事項の構成	4
第2章	国家公務員共済組合連合会による年金関係情報の情報提供	5
第1節	スケジュール	5
第2節	連合会から情報提供を行う事務手続	5
第3節	年金関係情報についての総論的な説明	11
第1	年金給付情報	11
1	年金の種類	11
2	複数の年金の受給	13
3	原票移管について	13
4	データ項目の構造	14
第3章	国家公務員共済組合連合会が提供するデータ	16
第1節	データ項目	16
第1	年金給付情報	16
1	年金の種類（年金コード）	16
2	年金基本情報	16
3	年金基本額情報	17
4	年金支払情報	19
5	障害初診年月日	21
6	障害等級コード	21
7	障害診断書コード	21
8	第3者行為コード	21
9	業務上・外区分コード	22
10	受給権者続柄コード	22
11	再認定年情報	22
第2節	副本登録のルール	24
第3節	照会条件	25
第1	年金給付情報の照会	24
1	デフォルト（既定）の照会	25
2	時点指定の照会	26
3	範囲指定の照会	27
第4章	国家公務員共済組合連合会に対する実践的な確認方法	29
第1節	年金給付情報を照会した場合	29
第1	年金の受給権や基本額を知りたい場合	30
第2	年金の支払額を知りたい場合	32

第2節	国家公務員共済組合連合会を送付している書類に記載された内容と同様の内容を確認したい場合	35
第1	年金証書の記載内容と同様の内容を知りたい場合	35
第2	年金支給額変更通知書の記載内容と同様の内容を知りたい場合	37
第3	年金額改定通知書の記載内容と同様の内容を知りたい場合	39
第4	年金支払通知書の記載内容と同様の内容を知りたい場合	41
第3節	国家公務員共済組合連合会が公用照会を受けた際に回答している様式に記載された内容と同様の内容を確認したい場合	43
第1	生活保護法関係の場合	43
第2	精神保健福祉法関係の場合	45
第3	児童扶養手当法関係の場合	46
第4	労災保険法及び健康保険法関係の場合	48
別添1	年金コード表	1/2
別添2	障害診断書コード	2/2

# 第1章 はじめに

## 第1節 本留意事項の目的

「国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「本留意事項」という。）は、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を行う特定個人情報（以下「年金関係情報」という。）の取扱い方法等について、お示しをするものです。

本留意事項により、情報提供ネットワークシステムを通じて連合会に情報照会を行う者（以下「情報照会者」という。）が、情報提供を受けた年金関係情報データを円滑に活用することが出来るようにすることを目的としています。

## 第2節 本留意事項の構成

本留意事項は、連合会が情報提供者として情報提供を行うものを対象としています。公的年金に係る特定個人情報については、連合会以外に日本年金機構等が情報提供者となるデータがありますが、当該データについては、本留意事項の対象範囲ではありません。

本留意事項の構成は、以下の通りです。

第2章 国家公務員共済組合連合会による年金関係情報の情報提供	連合会が情報提供を行っていく今後のスケジュールを記載します。 また、連合会から情報提供を行う事務手続について説明するとともに、連合会が情報提供を行う年金関係情報について総論的な説明を行います。
第3章 国家公務員共済組合連合会が提供するデータ	連合会が情報提供を行うデータについて、データ項目の解説、副本登録を行うルールの解説を行います。 また、照会条件を「デフォルト（既定）」「時点指定」「範囲指定」で定めた場合において、それぞれ連合会がどのようなデータの提供を行うのか解説を行います。
第4章 国家公務員共済組合連合会に対する実践的な情報照会方法	第3章での解説を踏まえつつ、連合会に対する実践的な情報照会結果の確認方法について、説明を行います。 一般的に給付関係情報を照会する場合のほか、連合会が送付している各種書類の記載事項と同様の内容を照会する場合、連合会が公用照会を受けた際の各種回答様式と同様の内容を照会する場合の確認方法について、説明を行います。

## 第2章 国家公務員共済組合連合会による年金関係情報の 情報提供

### 第1節 スケジュール

連合会における情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携については、日本年金機構が平成27年の番号法改正により政令で定める日まで情報連携を停止することとされていたため、情報連携の開始時期を日本年金機構に合わせることをして連合会においても停止していましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第3条の2第2項の政令で定める日を定める政令（平成29年政令第277号）が公布されたことにより、平成29年11月17日以降、機構における情報連携が可能になったことから、今般連合会も情報連携を開始することとなりました。

情報連携の開始に向けたスケジュールについては、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールについて」（平成31年1月16日付事務連絡）により示されました。現時点の想定として、地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会については、平成31年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定とされています。

なお、情報連携の具体的な開始日時、対象手続等については、別途連絡をする予定です。

### 第2節 連合会から情報提供を行う事務手続

連合会から情報提供を行う事務手続は、平成31年6月版のデータ標準レイアウトの事務手続件数として、合計69手続存在します。

連合会からの情報提供を行う事務手続が存在するデータ標準レイアウトの特定個人情報番号は、49番、52番、53番、54番、64番、85番であり、6種類存在します。

特定個人情報番号、特定個人情報名、照会事務の事務名及び担当課室、事務手続の管理番号及び事務手続名は、以下のとおり表により整理しています。

#### (凡例)

特定個人情報番号

特定個人情報名	
照会事務の事務名	照会事務の担当課室
事務手続の管理番号	事務手続名

<b>49</b>	<b>児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報</b>	
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども家庭局 家庭福祉課
	37-12	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査
	37-27	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査
	37-46	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査

<b>52</b>	<b>国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報</b>	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害保健福祉部 障害福祉課、精神・障害保健課
	84-57	自立支援医療費の支給認定
	84-22	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給
	84-77	自立支援医療費の支給認定の変更
	84-155	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康局難病対策課
	98-9	特定医療費の支給認定
	98-25	特定医療費の支給認定の変更

<b>53</b>	<b>国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報</b>	
	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	職業安定局 総務課 訓練受講者支援室
	92-5	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構）
	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの	総務省 自治行政局 公務員部 安全厚生推進室
	54-18	遺族補償年金の請求に係る事実についての審査
	54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告の審査
	54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審査

54-19	年金たる補償の各支払期月の支払いに関する事務
54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請の審査

54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害保健福祉部企画課
47-38	福祉手当所得状況届の内容の審査	

64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	
	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保険局保険課
1-70	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	
2-366	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	
2-369	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	
2-372	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	
2-375	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の併給調整	
2-378	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	
2-381	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	
2-385	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	
2-391	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	
2-394	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整	
2-398	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	
2-388	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	
	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	保険局保険課
3-49	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	
	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保険局保険課
4-220	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定	
4-223	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）	

4-226	遺族年金の後順位者への支給決定	
4-229	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	
4-232	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	
4-235	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整	
4-238	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定	
4-241	被扶養者に係る確認	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの		障害保健福祉部精神・障害保健課
14-36	精神障害者保健福祉手帳の交付	
14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新	
14-42	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	
生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		社会・援護局保護課
15-134	生活保護の実施	
15-139	生活保護の申請に係る事実についての審査	
15-144	職権による生活保護の開始若しくは変更	
15-149	生活保護の停止若しくは廃止	
15-168	保護に要する費用の返還	
15-181	徴収金の徴収	
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
22-500	被扶養者の認定の確認	
22-503	被扶養者の認定取消の確認	
22-506	加入者被扶養者証の検認又は更新等	
22-523	傷病手当金の支給決定	
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局給与共済課
28-130	被扶養者の認定	
28-134	組合員被扶養者証の検認又は更新	
28-138	傷病手当金の支給決定	
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		総務省自治行政局公務員部福利課

39-11	被扶養者の認定	
39-22	組合員被扶養者証の検認又は更新	
39-99	傷病手当金の支給決定	
老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		老健局高齢者支援課
41-15	措置に要する費用の徴収	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		障害保健福祉部企画課
46-7	特別児童扶養手当の認定	
46-32	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		障害保健福祉部企画課
47-69	障害児福祉手当の認定	
47-53	特別障害者手当の認定	
47-66	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	
高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		保険局高齢者医療課
59-129	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定	
平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局 給与共済課 厚労省年金局 企業年金・個人年金課
67-4	旧適用法人共済組合（JR，JT，NTT）に係る給付を行う際の確認	

<b>85</b>	<b>特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報</b>	
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康局難病対策課 / 障害保健福祉部障害福祉課
	7-134	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
	7-140	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
	7-146	障害児入所医療費の支給決定
	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付	障害保健福祉

費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	部障害福祉課
8-89	肢体不自由児通所医療費の支給決定

- ※ 連合会以外の日本年金機構等へ照会する事務手続名も同一になっているため、各事務手続名の末尾に「(国家公務員共済組合連合会への照会)」が追加されています。
- ※ 特定個人情報 85 番は、「特定個人情報 85 番の情報連携に関する取扱いについて」(平成 30 年 5 月 17 日付事務連絡)に示されているとおり、平成 32 年 7 月又は年金関係の情報連携開始日のいずれか遅い日までは情報連携は行わないことになりました。

## 第3節 年金関係情報についての総論的な説明

第2節に記載した特定個人情報の種類ごとに、連合会から情報提供を行うことのできる年金関係情報のデータ項目はそれぞれ別個に定められ、少しずつ異なっています。また、照会事務における事務手続の管理番号ごとに取得できるデータ項目もそれぞれ別個に定められ、少しずつ異なっています。(詳しくは、特定個人情報番号ごとのデータ標準レイアウトを参照。)

細かなデータ項目等の解説は第3章で行うこととしますが、本節では、情報照会者が年金関係データを円滑に活用するに当たって理解していただきたい基礎的な情報を説明します。

### 第1 年金給付情報

#### 1 年金の種類

連合会が情報提供を行う年金給付情報は、年金の種類ごとに提供されることとなっています。この年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で、全てで11項目あります。

その中で代表的に受給者数が多い年金の種類は以下の通りです。

年金コード	年金の種類 のデータ 項目上の分類	年金の説明
1120～1129	新法老齢厚生年金情報	厚生年金の被保険者たる国家公務員の期間があつて、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。ただし、当分の間は、60歳以上65歳未満であっても、○老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていること、○厚生年金の被保険者期間が1年以上あることにより受給資格を満たしている方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。
1320～1329	新法・障害厚生年金情報	障害厚生年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、年齢の若い方も含めて受け取ることができる年金です。 病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに厚生年金の被保険者たる国家公務員であった場合は連合会が支給する「障害厚生年金」が請求できます。 また、障害厚生年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。
1420～1429	新法遺族厚生年金情報	遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者たる国家公務員または国家公務員であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。

		<p>被保険者であった方につきましては、受給資格期間が 25 年以上あることが必要です。</p> <p>遺族厚生年金を受け取るには、亡くなられた方の年金の納付状況・遺族厚生年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件が設けられています。</p>
1170～1179	新法退職共済年金情報	<p>以下の三つの年金うちのいずれかの年金情報となります。</p> <p>○退職共済年金（経過的職域加算額） 平成 27 年 10 月 1 日（以下「施行日」）前の国家公務員であった期間（以下「旧国共済期間」）を有する方について、平成 27 年 10 月以降受給要件を満たした場合に老齢厚生年金とあわせて支給される年金（従来の職域加算額にあたる年金）であり、加給年金額は加算されません。</p> <p>○退職共済年金 施行日前に受給権が発生した改正前の国家公務員共済組合法による退職共済年金</p> <p>○特別支給の退職共済年金 施行日前に 60 歳以上 65 歳未満の者が受給要件を満たした場合に決定される改正前の国家公務員共済組合法による退職共済年金。</p> <p>なお、特別支給の退職共済年金の受給権者が施行日以後に 65 歳に到達すると特別支給の退職共済年金は失権し、65 歳からは老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）を受給することとなります。</p>
1370～1379	新法障害共済年金情報	<p>以下の二つの年金うちのいずれかの年金情報となります。</p> <p>○障害共済年金（経過的職域加算額） 旧国共済期間を有する方について、施行日以降に受給要件を満たした場合、障害厚生年金とあわせて支給される年金（従来の職域加算額にあたる年金）であり、配偶者加給年金額は加算されません。</p> <p>○障害共済年金 施行日前に受給権が発生した改正前の国家公務員共済組合法による障害共済年金</p>
1470～1479	新法遺族共済年金情報	<p>以下の二つの年金うちのいずれかの年金情報となります</p> <p>○遺族共済年金（経過的職域加算額） 旧国共済期間を有する方が亡くなったときに、施行日以降受給要件を満たした場合、遺族厚生年金とあわせて支給される年金（従来の職域加算額にあたる年金額）であり、寡婦加算額は加算されません。</p> <p>○遺族共済年金 施行日前に受給権が発生した改正前の国家公務員共済組合法</p>

上記に記載されていない年金を含めた全ての年金の種類については、年金コード表（別添1）において、データ項目上の分類に即して整理していますので、そちらをご参照下さい。

## 2 複数の年金の受給

連合会から情報提供を行う年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で11項目ありますが、これらの年金について一人の者が複数の年金を受給している場合があります。例えば、平成27年10月1日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した方が平成27年10月1日前の国家公務員であった期間を有していた場合は、老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）が基本的には同時に受給することとなります。

このように複数の年金を受給している場合において、年金支給額の総額等を確認するときは、それぞれの年金ごとの情報を全て確認し、年金を支給しているそれぞれの実施機関全てに情報照会することが必要です。

### 【参考】年金の併給又は選択

公的年金では2つ以上の年金を受けることができることになった場合は、原則として、いずれか1つの年金を選択することになりますが（1人1年金の原則）、特例的に2つ以上の年金が受けられることがあります。その代表例は以下のとおりです。

①老齢という同一の事由により発生する年金は併せて受けることができます。

〈例〉第1号老齢厚生年金（日本年金機構より支給）＋ 第2号老齢厚生年金（連合会より支給）  
＋退職共済年金（経過的職域加算額）（連合会より支給）

②65歳以上の遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している場合は、自身の老齢厚生年金を優先的に支給し、老齢厚生年金より遺族厚生年金の年金額が多く差額が生じる場合はその差額を遺族厚生年金として支給されます。

〈例〉第2号老齢厚生年金 ＋ 退職共済年金（経過的職域加算額） ＋ 第2号遺族厚生年金  
＋ 遺族共済年金（経過的職域加算額）（いずれも連合会より支給）

## 3 原票移管について

国家公務員共済と地方公務員共済の期間については通算関係があり、期間を通算するための原票移管制度が存在します。（私学共済の期間とは通算関係は存在しません。）

例えば、東京都江東区の職員（東京都職員共済組合の組合員）である者が国家公務員となった場合、江東区の職員の期間が国家公務員の期間と通算され、両方の期間の年金の支払いを連合会が行うこととなります。そのため、原則として、年金情報の情報照会先は連合会のみとなります。ただし、過去に東京都職員共済組合で年金を決定し、年金の支払いを受けていた受給権者が国家公務員となった場合は、国家公務員となる前の年金支払情報等の記録は東京都職員共済組合が管理し、国家公務員となった後の年金支払情報等の記録は連合会管理しているため、年金支払情報の情報照会先は連合会及び東京都職員

共済組合となります。

逆に、国家公務員が退職後に地方公務員共済の組合員となった場合、年金の支払いは地方公務員共済組合から行われることとなり、原則として、年金情報の情報照会先は地方公務員共済組合のみとなります。（過去に連合会で年金を決定し、支払いを受けていた受給権者が地方公務員となった場合は、地方公務員となる前の年金支払情報等の記録は連合会が管理し、地方公務員となった後の年金支払情報等の記録は地方公務員共済組合が管理しているため、年金支払情報の情報照会先は地方公務員共済組合及び連合会となります。）

#### 4 データ項目の構造

データ項目は、年金の種類ごとに約 20～30 設定されています。データ項目は、大項目（年金の種類）、中項目、小項目の 3 層構造になっています。

以下の表では、中項目・小項目の一般的な構造と、当該項目を確認するに当たっての留意点を示します。ここでは構造を理解いただくこととし、データ項目の詳細な解説は第 3 章で行います。

中項目	小項目	留意点
年金の種類（年金コード）	—	年金の種類を確認できます。コード値（4桁）で表示されるため、年金コード表（別添 1）と併せて参照が必要です。
年金基本情報	受給年金制度、年金決定年月日、受給権発生年月日、受給権失権年月日 等	年金の受給権を確認できます。年金の受給権は裁定により確定しますが、確定した場合は、裁定処理を行った日（決定年月日）、実際に受給権が発生した日及び受給権が失権した日等の確認ができます。
年金基本額情報	年金支給開始年月日、基本年金額情報、年金支給停止額情報 等	年金の基本年金額情報が確認できます。基本額の改定があった場合の新しい額での支給開始日のほか、支給停止額が確認できます。 ※ 同一事由の年金の種類の中でも、厚生年金の額、退職共済年金（経過的職域加算額）の額等は別個に表示されるため、基本額の総額を確認したい場合には、それぞれの額全てを合計することが必要です。また、各種の加算額は基本年金額情報の内数として表示されます。
年金支払情報	年金支払年月日、年金支払額、所得税額、介護保険料額 等	直近の振込ベースの年金の支払額が確認できます。年金の支払は偶数月に前 2 か月分の支払を行うのが原則です（例外として、年金が遡及して裁定される場合などは前 2 か月分を超えて支払がなされることがあります）が、その支払日のほか、具体的な支払額を確認できます。 ※ 年金支払額は、各種控除（所得税額、介護保険料額等）を加味した後の額となっており、控

		除前の支払総額を確認したい場合には、こうした控除額を加算することが必要です。
--	--	--

※ 新法障害厚生年金情報・旧法共済年金 障害年金情報・新法障害共済年金情報の場合には、障害初診年月日、障害等級コード、障害傷病名コードといったデータ項目が中項目に存在しているなど、年金の種類ごとにデータ項目が一部異なっているものがあります。データ項目の詳細な解説は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認下さい。

## 第3章 国家公務員共済組合連合会が提供するデータ

### 第1節 データ項目

#### 第1 年金給付情報

情報提供ネットワークシステムで照会できる年金関係情報は、年金の種類ごとに約 50～70 のデータ項目が設定されており、データ項目は、大項目（年金の種類）、中項目、小項目の3層構造になっています。

ここでは、大項目（年金の種類）ごとに設定されている約 20～30 のデータ項目について、中項目ごとに解説を行います。

#### 1 年金の種類（年金コード）

年金の種類（年金コード）では4桁の半角数字を表示し、年金の種類を表します。上2桁は年金種別を表し、下2桁は区分を表します。

（例）新法老齢厚生年金の場合 ⇒ 『1120』 と表示します。

<上2桁> 「11」：老齢厚生・退職共済年金

<下2桁目> 「2」：新法（第2号厚年）

<下1桁目> 通常は「0」を表示します。

年金決定取消→再決定等により同一年金の2度目以降の年金決定の場合は1以上の数字を表示します。

年金コードごとの年金種別の確認は、年金コード表（別添1）をご確認ください。

#### 2 年金基本情報

年金基本情報では、年金の受給権に関する情報が確認できます。それぞれの年金の受給権について表示しているため、老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）を受給している等、複数の年金を受給している場合は、繰り返し表示されます。各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
受給年金制度情報	年金の受給制度を表します。 例：厚生年金、特別支給の老齢厚生年金、共済年金、特別支給の退職共済年金、職域加算部分の経過措置
年金決定年月日	連合会において年金の裁定処理（決定処理）を行った年月日を西暦で表示します。
受給権発生年月日	受給権が発生した年月日を西暦で表示します。

受給権失権年月日	受給権を失権した年月日を西暦で表示します。
----------	-----------------------

※受給年金制度情報のうち、「共済年金」は平成 27 年 10 月 1 日前に受給権が発生した「〇〇共済年金」を示し、「職域加算額部分の経過措置」は平成 27 年 10 月 1 日以後に受給権が発生した「〇〇共済年金（経過的職域加算額）」を示します。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異①】

年金基本情報の中で、「年金支給停止理由コード」、「年金支給停止開始年月」、「年金支給停止終了年月」は連合会のデータ項目には存在しません。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異②】

「年金差止年月日」、「年金再決定理由コード」、「直近年金支給額変更理由コード」は連合会のデータ項目には存在しません。

### 3 年金基本額情報

年金基本額情報では、複数の年金の受給権を有している場合はそれぞれの年金における支給額・支給停止額が確認できます。基本年金額情報は、年額で表示しますが、月ごとに改定が行われるなど、変動があり得るものです（年金額の改定は月単位で随時行われるため、照会日時点の年額が1年間の支給額となるとは限りません。）。年度途中で年金額の改定（変更決定）が行われた場合は、改定が行われた翌月以降に基本年金額情報が変更されます。したがって、1月あたりの基本額を確認したい場合は、年金支給開始年月日（決定・改定後の基本年金額で支払いが始まる年月の1日）を確認した上で、基本年金額を12で割った金額を確認します。\*

年金額の決定又は改定は、年金の新規裁定（決定）のほか、物価や賃金の変動、マクロ経済スライド（賃金や物価の変動とあわせて、少子化や高齢化といった経済的・社会的要素を加味した調整）による改定、受給者が新たに他の種類の年金を同時受給するようになったことによる改定などが原因で行われます。

年金基本額情報では、照会対象期間において決定している年金の基本額が確認でき、年金額の改定が行われる度に更新されるため、照会期間中に複数の年金基本額情報がある場合は、繰り返し表示されます。連合会では、原則として平成 27 年 10 月 1 日以降の年金基本額情報を保持しています（平成 32 年 10 月までの間は過去 5 年分の照会はできませんのでご注意ください）。

同一の年金の種類の中でも、老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）の額等は別個に表示されるため、基本年金額の総額を確認したい場合には、それぞれの金額を合計することが必要です。また、各種の加算額は基本年金額の内数として表示されますので、合計しないでください。

なお、年金額の決定又は改定を行った年月日（年金支給開始年月日）が照会期間に該当しない場合、照会期間において年金の支払が行われているとしても、当該年金支払情報に対する年金基本額情報を確認することができない場合があります。このようなことがないよう、マクロ経済スライドによる改定が必ず行われる前年 4 月時点を含めた照会期間として照会をいただくことが必要となる場合があります。

（例：平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日の範囲指定で照会をした場合においても、平成 28 年 4 月から 1 年間各種要因による改定が行われていないときは、平成 29 年 4 月の改定以降の基本年金額しか確認できず、平成 29 年 1 月から 3 月までの基本年金額を正確に把握することはできません。この

場合は、照会期間に前年の平成 28 年 4 月時点を含めて照会とることが必要です。)

※年金額の改定は、本文に記載したほか、主に以下のような原因で行われます。

- ・加給年金額や加算額の支給開始・終了
- ・障害年金の等級変更による額改定
- ・退職による老齢厚生年金の額改定(老齢厚生年金の受給者が同時に厚生年金被保険者である場合は、退職した時に受給権発生以後の被保険者期間に係る年金額が上乗せして改定される。)

小項目名	項目説明
年金支給開始年月日	年金額の決定または改定事由が発生した日の翌月 1 日の日付※を西暦で表示します。 ※毎年度の賃金・物価変動率等による年金額の改定等の場合は、原則 4 月 1 日を西暦で表示し、4 月分(6 月支払分)から改定後の金額で支払いが開始されます。
子の加給年金額情報	子に対する加給年金額を表示します。 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子や、20 歳未満で障害等級の 1 級または 2 級に該当する子を生計維持している場合に加給年金が支払われることがあります。また、基本年金額情報の内数として表示されます。
配偶者加給年金額情報	配偶者に対する加給年金額を表示します。 65 歳未満の配偶者を生計維持している場合に加給金が支払われることがあります。また、基本年金額情報の内数として表示されます。
寡婦加算額情報	寡婦加算が支給されている場合、加算額を表示します。 寡婦加算には遺族厚生年金の受給権者が妻であって、40 歳以上 65 歳未満の間に支払われる場合がある中高齢寡婦加算や、遺族厚生年金の受給権者である 65 歳以上の妻が受給する場合がある経過的寡婦加算があります。また、基本年金額情報の内数として表示されます。
年金支給停止額情報	年金の支給停止額を表示します。年金の支給停止は、在職していることにより支給額の調整がある場合や、老齢・遺族など複数の年金の受給権を有する場合で選択によりいずれかの年金が支給停止となる場合などがあります。
基本年金額情報	年金の支給額(年額)を表示します。年金の支給停止が行われている場合は、年金基本額から支給停止額を差し引いた後の金額を表示します。このため、支給停止前の年金基本額の総額を知りたいときは、年金支給額と年金支給停止額情報を足し合わせる必要があります。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異③】

・「基本年金額情報」は日本年金機構等の「年金支給額情報」と同様の情報になりますが、小項目名に差違があります。(「基本年金額情報」の小項目名を H32.6 版のレイアウト改版で「年金支給額情報」に修正いたします)

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異④】

- ・年金基本額情報の中で、「年金支給決定変更理由コード」は連合会のデータ項目には存在しません。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑤】

時効特例給付は機構のみの制度のため、「時効特例支払情報」は連合会のデータ項目には存在しません。

#### 4 年金支払情報

年金支払情報では、実際に年金受給者に支払われる年金の情報を確認することができます。年金は、受給権発生日の属する月の翌月から支給され、年6回に分けて、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の15日（土日祝の場合は、前営業日）にそれぞれの支払月の前月分までの支払いを行っています（一般的な例として、6月15日に4月・5月分の年金の支払いが行われることとなります。）。

なお、新規裁定者（初めて年金の支払を受ける方）などについては、この定期支払月以外の月にも随時に支払いを行っています。

年金の支払において、各支払期に1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てますが、この切り捨てた1円未満の端数の合計額は毎年2月期（2月15日）の支払額に加算して支払われます。ただし、2月期前に受給者が死亡した場合や支給停止により2月期に支払う額がないときは、端数の加算は行いません。

年金支払情報は支払が行われる度に更新されるため、照会期間中に複数の年金支払情報がある場合は、照会結果に繰り返し表示されます。連合会では平成21年1月以降の年金支払情報を保持しています。年金基本額情報では基本年金額・支給停止額についての情報が確認できましたが、年金支払情報では、支払各期に実際に支払われた年金の情報を確認することができます。支払額は、年額を各支払期に割った金額から所得税などの特別徴収が行われた後の金額となっています。各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
年金支払年月日	年金の支払いを行った年月日を西暦で表示します。
年金支払額情報	所得税等の差引後の実際に受給者に支払った支払額を表示します。
所得税額情報	支払いにおいて源泉徴収された所得税額を表示します。 所得税は、老齢年金が年額158万円（65歳未満の方は108万円）以上で、年金支給額が各種控除の合計額を上回る場合に源泉徴収されます。
介護保険料額情報	支払いにおいて特別徴収された介護保険料額を表示します。 介護保険料は、市区町村に住所を有する65歳以上の方で、年額18万円以上の年金受給者が特別徴収の対象となります。
国民健康保険料額情報	支払において特別徴収された国民健康保険料（税）額を表示します。 国民健康保険料（税）は、市区町村に住所を有する65歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療の被保険者である方を除く）で、年額18万円以上の年金受給者が特別徴収の対象となります。ただし、介護保険料と国民健康保険料（税）の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合は、国民健康保険料（税）の特別徴収は行いません。

後期高齢者医療保険料額情報	支払において特別徴収された後期高齢者医療制度の保険料額を表示します。 後期高齢者医療保険制度の保険料は、市区町村に住所を有する 75 歳以上の方（65 歳以上 75 歳未満で障害状態にある方を含む）で、年額 18 万円以上の年金受給者が特別徴収の対象となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険制度の保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は、後期高齢者医療保険制度の保険料の特別徴収は行いません。
住民税額情報	支払において特別徴収された個人住民税額を表示します。 個人住民税は、市区町村に住所を有する 65 歳以上の方で、年額 18 万円以上の老齢年金受給者が特別徴収の対象となります。
退職一時金返還額	支払において特別徴収された退職一時金の返還額を表示します。 過去に退職一時金の支給を受けた方が、その後、老齢厚生年金や障害厚生年金を受けることになったときは、原則としてその退職一時金として受けた額に利子を加えて返還して頂くことになっています。
控除額（過払いの額等）	支払において特別徴収された控除額（過払いの額等）を表示します。 控除額（過払いの額等）を記載しています（マイナスの場合は未済金額）。
損害賠償額	支払において特別徴収された損害賠償額を表示します。

（補足）年金が振込不能になった場合の表示方法

年金は原則として偶数月に支払われますが、口座変更等で振込ができない（振込不能）場合が発生することがあります。振込不能が発生した場合、連合会では「再送金」処理を行います。その場合は、再送金後に支払年月日に変更されます。

・（例）平成 30 年 8 月 15 日支払分の年金が振込不能となり、9 月 15 日に 8 月分の支払を再送金する  
ケース

（照会日：平成 30 年 9 月 1 日時点）

年金支払年月日	年金支払額情報
平成 30 年 8 月 15 日	200,000 ※振込不能となっただけでは、支払額情報は支払予定であった金額をそのまま表示することとなります。

（照会日：平成 30 年 10 月 1 日時点）

支払年月日	年金支払額情報
平成 30 年 9 月 15 日	200,000 ※8 月 15 日に振込不能となった年金支払額情報は、再送金された年月日の情報に変更され、8 月 15 日の支払情報は表示されません。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑥】

日本年金機構には存在しない「退職一時金返還額」、「控除額（過払いの額等）」、「損害賠償額」が連合会のデータ項目に存在します。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑦】

「年金振込予定年月日」、「未支給年金支払情報」は連合会のデータ項目には存在しません。

## 5 障害初診年月日

障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診察を受けた日（西暦）を確認することができます。

公的年金による障害給付を受けるためには、初診日に年金制度の被保険者であることまたは被保険者であった者の場合は60歳以上65歳未満で日本国内に在住していたことや、初診日前の保険料の納付状況が受給のための重要な要件となります。

## 6 障害等級コード

障害認定日において障害の程度を表す各年金法に規定された障害年金の等級（半角数字）を表します。  
例：障害等級（1級）の場合は「1」を表示し、障害等級（3級）の場合は「3」を表示します。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑧】

「障害年金決定原因コード」、「障害傷病名コード」は連合会のデータ項目には存在しません。

## 7 障害診断書コード

障害年金及び障害要件による年金受給権者について、現況届送付時に障害状態の確認を行う際に送付する診断書の種類（半角数字）を表します。

障害診断書コード別の内容については、別添2障害診断書コードを参照してください。

## 8 第3者行為コード

年金は、保険事故が第3者の行為によって生じた場合でも給付を行います。しかしながら、保険事故が第3者の行為によって生じた場合については、その事故が仮に起きていなければ年金給付も発生しなかったであろうという観点から、損害賠償を受けた価格の限度で年金給付をしない「給付の免責」と、年金給付をした価格の限度で受給権者が第3者に対して有する損害賠償請求権を取得する「損害賠償請求権の代位取得」があります。

第3者行為コードでは、遺族・障害の発生要因が第3者の行為により発生した場合に、該当するコード（半角数字）を表します。

第3者行為コード	内容
0	その他
1	第三者加害によって給付事由が発生した者
2	給付調整非該当
3	給付調整該当（損害賠償未定）
4	給付調整該当（損害賠償確定）
5	給付調整終了

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑨】

日本年金機構とはコードの値とコードの内容が異なります。

**9 業務上・外区分コード**

公的年金の障害、遺族給付のうち、業務災害、公務災害および船員の職務上災害によるものについて、同一支給事由による障害または遺族給付を災害補償制度から受給できる場合、年金の支給調整がされる場合があります。

業務上・外区分コードでは、遺族・障害の発生要因が業務上か業務外かを区別するコード（半角数字）を表します。

業務上外コード	内容
0	非該当
1	公務
2	通勤途中

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑩】

日本年金機構とはコードの内容が異なります。

【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑪】

「資格記録関係情報」、「障害手当金情報」については、連合会のデータ項目には存在しません。また、機構のみから給付される「老齢福祉年金情報」、「特別障害給付金情報」、「年金生活者支援給付金情報」についても、連合会のデータ項目には存在しません。

**10 受給権者続柄コード**

受給権者続柄コードでは、遺族年金の受給権者を該当するコード（半角数字）を表します。

受給権者続柄コード	内容
0	本人
1	夫
2	妻
3	子
4	孫
5	父母、祖父母
6	兄弟姉妹
7	その他

**11 再認定年情報**

障害年金の受給権者は、定期的に連合会に診断書等を提出し、障害年金の受給資格についての再認定

を受ける必要があります、再認定年情報では、次回（未来）の認定年を表します。

ただし、次の事例に該当する場合は、正しい認定年情報が提供できないことがあります。

①併給調整及び申し出による支給停止等、年金額が全額支給停止となっている場合

次回再認定年ではなく直近の認定年が表示されます（過去の再認定年の情報のままとなります）。

②障害の症状が永久固定で再認定不要の場合

「業務的事由」と表示されます。

③指定日までに再認定に係る診断書が提出されず古い情報を保有したまま再認定を行っていない場合

次回再認定年ではなく直近の認定年が表示されます（過去の再認定年の情報のままとなります）。

**【日本年金機構と連合会のデータ項目の差異⑫】**

再認定年にかかるデータ項目は日本年金機構とは異なります。

## 第2節 副本登録のルール

国共済では、年金の決定や改定の事務処理が週単位（年金の支給については定期支払月ごとであり、年金額の改定は月ごとに行われます。）で行われるため、年金のデータベースの更新に合わせて中間サーバーの副本を登録し、他の行政機関等から情報連携により照会されたものについて回答できるようにしています。

### 年金の新規決定の場合

年金の請求書を当会で受領し、請求書類に不備がない場合はおおむね3か月程度で年金を決定し、年金決定後の4営業日後に年金受給者へ年金証書を発送します。（年金の決定が事情により遅れる場合もあります。）なお、年金の決定処理は毎週月曜日に行い、決定が行われると翌日から年金情報が照会可能となります。（整備状況により照会対応が遅れる場合もあります。）



### 年金の改定処理の場合

年金の額改定を伴う諸変更届を当会で受領し、請求書類に不備がない場合はおおむね2か月程度で年金を改定します。（事情により遅れる場合もあります。）なお、年金の改定処理は毎週月曜日に行い、改定が行われると翌日から改定後の情報が照会可能となります。

年金改定後の4営業日後に年金受給者に対して年金額支給額変更通知書を発送します。

### 賃金・物価変動率等による改定の場合

4月に賃金・物価変動率等による年金額改定が行われると、5月下旬には改定後の年金額が照会できるようになります。

6月初旬に、年金受給者に対して年金額改定通知書を発送します。

### 年金支払情報の副本登録について

年6回の偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の15日（土日祝の場合は、前営業日）の定期支払月に支払われるものについては、当月末までに中間サーバーへ副本登録されます。

なお、新規裁定者（初めて年金の支払を受ける方）などについては、この定期支払月以外の月にも随時に支払いを行っており、これらについては支払日の翌日までに中間サーバーへ副本登録されます。

## 第3節 照会条件

### 第1 年金給付情報の照会

国共済では、原則として平成27年10月1日以降の年金基本額情報と平成21年1月以降の年金支払情報を保持しています。

ここでは、以下の年金受給状況の例を基に、それぞれの照会条件において、情報照会を行ったときに提供する情報について解説します。

#### 【年金受給者の例】

(1) 年金の種類 (年金コード) : 1170 新法退職共済年金

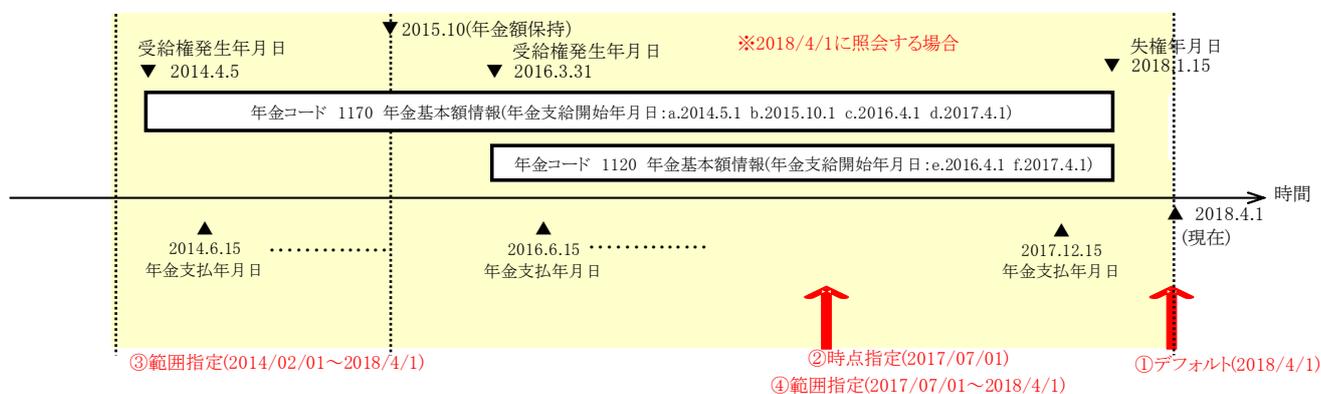
受給権発生年月日 : 2014/4/5 受給権失権年月日 : 2018/1/15

年金支給開始年月日 : a. 2014/5/1 b. 2015/10/1 c. 2016/4/1 d. 2017/4/1

(2) 年金の種類 (年金コード) : 1120 新法老齢厚生年金

受給権発生年月日 : 2016/3/31 受給権失権年月日 : 2018/1/15

年金支給開始年月日 : e. 2016/4/1 f. 2017/4/1



## 1 デフォルト（既定）の照会

デフォルト（既定）で照会した場合、照会した日付（例：2018/4/1）に対して下表のとおり抽出が行われます。

情報	抽出条件
年金給付基本情報	受給権発生年月日 ≤ 照会日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 照会日 のデータを抽出
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、年金支給開始年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、年金支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。

例の場合は、①デフォルト（2018/4/1 時点）で照会することとなり、その時点において年金の受給権を失権しているため、抽出が行われません。

### 年金給付情報の抽出結果例（デフォルト）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報	該当なし
年金基本額情報	該当なし
年金支払情報	該当なし

## 2 時点指定の照会

時点指定で照会を行う場合は、指定の日付に対して下表の条件で抽出を行います。

情報	抽出条件
年金給付基本情報	受給権発生年月日 ≤ 指定日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 指定日 のデータを抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、年金支給開始年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、年金支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。

例の②2017年7月1日時点の条件で照会を行った場合、以下の情報が抽出されることとなります。

#### 年金給付情報の抽出結果例（時点指定）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 （新法老齢厚生年金）	年金の種類（年金コード）：1120 受給権発生年月日：2016-03-31 受給権失権年月日：2018-01-15
	年金基本額情報 年金支給開始年月日：f. 2017-04-01 基本年金額情報：f. 年金額
	年金支払情報 年金支払年月日：2017-06-15
年金給付基本情報 （新法退職共済年金）	年金の種類（年金コード）：1170 受給権発生年月日：2014-04-05 受給権失権年月日：2018-01-15
	年金基本額情報 年金支給開始年月日：d. 2017-04-01 基本年金額情報：d. 年金額
	年金支払情報 年金支払年月日：2017-06-15

### 3 範囲指定の照会

指定した期間（日範囲指定）で照会を行う場合は、指定した期間に対して下表の条件で抽出を行います。

#### 年金給付情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
年金給付基本情報	受給権発生年月日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 範囲開始年月日 のデータを全て抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支給開始年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支給開始年月日が、受給権発生年月日から範囲開始年月日の期間に含まれる場合、当該年金支給開始年月日にて管理される年金基本額情報は抽出されません。当該年金基本額情報を照会する場合は、年金支給開始年月日を含めるように照会条件の範囲を拡大、または時点指定を行ってください。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支払年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支払年月日は、受給権失権年月日より後の日付が設定されることがあるため、受給権に対するすべての年金支払情報を取得する際は、取得対象の年金支払年月日を含む照会条件を指定してください。

例の③2014年2月1日～2018年4月1日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例（範囲指定③）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 （新法老齢厚生年金）	年金の種類（年金コード）：1120 受給権発生年月日：2016-03-31 受給権失権年月日：2018-01-15
	年金基本額情報 年金支給開始年月日：f. 2017-04-01～e. 2016-04-01 基本年金額情報：f. 年金額～e. 年金額
	年金支払情報 年金支払年月日：2017. 12. 15～2014. 6. 15
年金給付基本情報 （新法退職共済年金）	年金の種類（年金コード）：1170 受給権発生年月日：2014-04-05 受給権失権年月日：2018-01-15
	年金基本額情報 年金支給開始年月日：d. 2017-04-01～b. 2015-10-01 基本年金額情報：d. 年金額～b. 年金額（※）
	年金支払情報 年金支払年月日：2017. 12. 15～2016. 6. 15

※年金が2015. 10. 1以前に遡って改定された場合、a. 2014. 5を回答することがあります

例の④2017年7月1日～2018年4月1日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金給付情報の抽出結果例（範囲指定④）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 （新法老齢厚生年金）	年金の種類（年金コード）：1120 受給権発生年月日：2016-03-31 受給権失権年月日：2018-01-15
	年金基本額情報 年金支給開始年月日：該当なし（※） 基本年金額情報：該当なし（※）
	年金支払情報 年金支払年月日：2017. 12. 15～2017. 8. 15
年金給付基本情報 （新法退職共済年金）	年金の種類（年金コード）：1170 受給権発生年月日：2014-04-05 受給権失権年月日：2018-01-15
	年金基本額情報 年金支給開始年月日：該当なし（※） 基本年金額情報：該当なし（※）
	年金支払情報 年金支払年月日：2017. 12. 15～2017. 8. 15

※年金支給開始年月日が指定された範囲内がないため該当なしになります

# 第4章 国家公務員共済組合連合会に対する実践的な 確認方法

## 第1節 年金給付情報を照会した場合

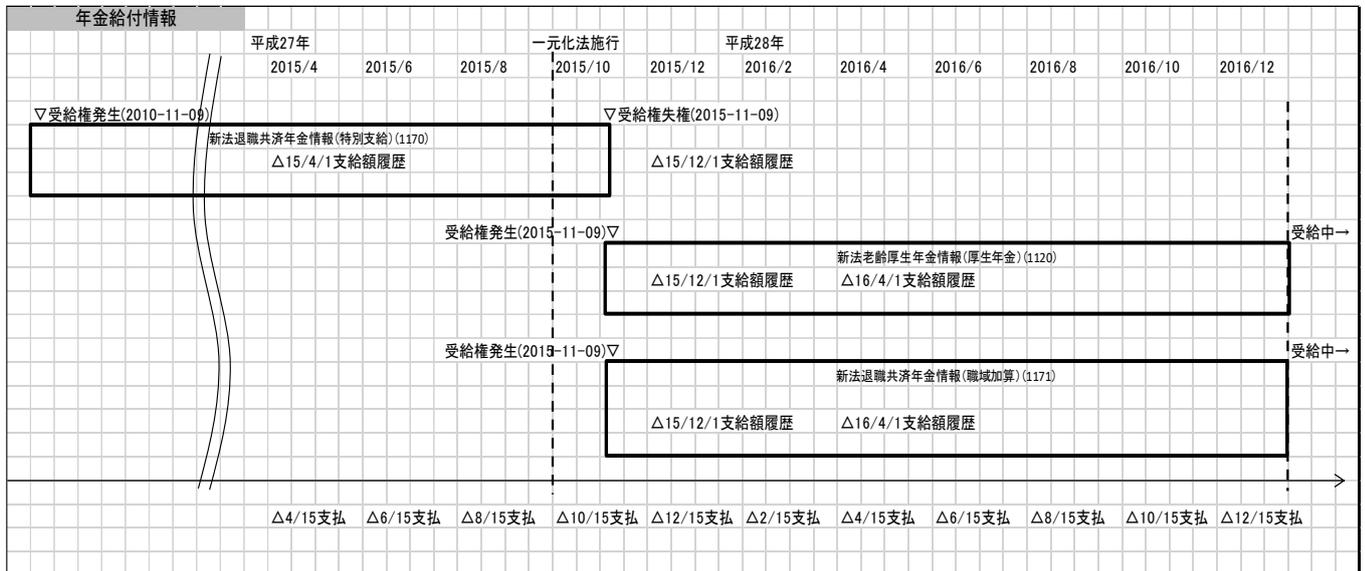
情報連携を使用して年金給付情報を照会する際に、照会結果から実際にどの項目を参照して確認を行っていけばよいか、具体例に沿って説明していきます。

＜照会対象者の例＞

- (対象者) 年金 花子 (66歳・女性)
- (受給中の年金) 新法老齢厚生年金  
新法退職共済年金 (経過的職域加算額)
- (失権した年金) 新法退職共済年金 (特別支給の退職共済年金)
- (留意事項) 退職一時金の返還あり
- (状況)

- ・平成22年11月、特別支給の退職共済年金の受給権発生により平成22年12月分から支給開始。
- ・平成27年11月、65歳到達により特別支給の退職共済年金が失権。本来支給の老齢厚生年金及び退職共済年金 (経過的職域加算額) の受給権が発生。

平成27年4月～平成28年12月までの年金給付情報のイメージ図



# 第1 年金の受給権や基本額を知りたい場合

例示した対象者（年金 花子）について、平成 28 年中の年金の受給権や基本額を確認したい場合の照会例をお示しします。

年金の受給権や基本額を確認したい場合は、情報照会結果の「年金基本情報」および「年金基本額情報」の各項目を確認します。

下記の条件で照会を実施

(照会対象) 特定個人情報 64

(照会方法) 範囲指定：平成 27 年（2015 年）4 月 1 日～平成 28 年（2016 年）12 月 31 日

※照会範囲を平成 27 年 4 月 1 日からと設定しているのは、平成 28 年 1 月～3 月分の年金支給額について、平成 27 年 4 月の年額改定によって決定された金額であるため、平成 27 年 4 月の年金額改定情報を確認する必要があるためです。

照会結果は下図のように表示されることとなります。

新法老齢厚生年金情報	
年金の種類（年金コード）	1120
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2015-11-20
受給権発生年月日	2015-11-09
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-4-1
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	46176
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-12-1
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	46176
新法退職共済年金情報	
年金の種類（年金コード）	1171
年金基本情報	
受給年金制度情報	職域加算部分の経過措置
年金決定年月日	2015-11-20
受給権発生年月日	2015-11-09
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-4-1
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	4455
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-12-1
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	4455
年金の種類（年金コード）	1170
年金基本情報	
受給年金制度情報	特別支給の退職共済年金
年金決定年月日	2010-12-09
受給権発生年月日	2010-11-09
受給権失権年月日	2015-11-09
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-12-1
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-4-1
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	49000

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない年金基本情報等のデータ項目も表示されることとなります。

### 年金の受給権情報

照会結果画面イメージの赤枠①～③で囲んだ「年金基本情報」から、年金の受給権に関する情報を確認することができます。

#### ①新法老齢厚生年金（1120）

受給年金制度：厚生年金 ⇒ 本来支給の老齢厚生年金を示す。

年金決定年月日：2015（平成27）年11月20日

受給権発生年月日：2015（平成27）年11月9日

#### ②新法退職共済年金（1171）

受給年金制度：職域加算部分の経過措置 ⇒ 退職共済年金（経過的職域加算額）を示す。

年金決定年月日：2015（平成27）年11月20日

受給権発生年月日：2015（平成27）年11月9日

#### ③新法退職共済年金（1170）

受給年金制度：特別支給の退職共済年金

年金決定年月日：2010（平成22）年12月9日

受給権発生年月日：2010（平成22）年11月9日

受給権失権年月日：2015（平成27）年11月9日

### 年金の基本額情報

照会結果画面イメージの青枠①～③で囲んだ「年金基本額情報」から、年金の基本年金額（年額）に関する情報を確認することができます。

#### ①新法老齢厚生年金（1120）

年金支給開始年月日（改定年月日）：2016（平成28）年4月1日

基本年金額情報：46,176（円）

年金支給開始年月日（改定年月日）：2015（平成27）年12月1日

基本年金額情報：46,176（円）

#### ②新法退職共済年金（1171）

年金支給開始年月日（改定年月日）：2016（平成28）年4月1日

基本年金額情報：4,455（円）

年金支給開始年月日（改定年月日）：2015（平成27）年12月1日

基本年金額情報：4,455（円）

#### ③新法退職共済年金（1171）

年金支給開始年月日：2015（平成27）年12月1日

基本年金額情報：0（円）⇒65歳到達により失権しているため、0円で表示。

年金支給開始年月日：2015（平成27）年4月1日

基本年金額情報：49,000（円）

## 第2 年金の支払額を知りたい場合

例示した対象者について、平成27年（2015年）10月～平成28年（2016年）6月の支払実績を確認したい場合の照会例をお示しします。

支払実績を確認したい場合は、情報照会結果の「年金支払情報」の各項目を確認します。

下記の条件で照会を実施

（照会対象）特定個人情報 64（照会方法）範囲指定：平成27年（2015年）10月1日～平成28年（2016年）6月30日照会結果は下図のように表示されることとなります。

〈照会結果画面イメージ〉	
<b>新法老齢厚生年金情報</b>	
年金の種類（年金コード）	1120
年金支払情報	
年金支払年月日	2016-6-15
年金支払額情報	3848
退職一時金返還額	3848
年金支払情報	
年金支払年月日	2016-4-15
年金支払額情報	3848
退職一時金返還額	3848
年金支払情報	
年金支払年月日	2016-2-15
年金支払額情報	3848
退職一時金返還額	3848
<b>新法退職共済年金情報</b>	
年金の種類（年金コード）	1171
年金支払情報	
年金支払年月日	2016-6-15
年金支払額情報	371
退職一時金返還額	371
年金支払情報	
年金支払年月日	2016-4-15
年金支払額情報	371
退職一時金返還額	371
年金支払情報	
年金支払年月日	2016-2-15
年金支払額情報	371
退職一時金返還額	371
年金の種類（年金コード）	1170
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-12-15
年金支払額情報	8166
退職一時金返還額	0
年金支払情報	
年金支払年月日	2015-10-15
年金支払額情報	4083
退職一時金返還額	4083

## 支払額情報

今回の照会対象者（年金 花子）は、老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）を受給していますので、実際に支払われた実績を確認する場合は、それぞれの支払額情報の金額を足し合わせることで、確認することができます。

---

### ・新法老齢厚生年金（1120）

①年金支払年月日：2016（平成28）年6月15日

年金支払額情報：3,848（円）

退職一金返還額：3,848（円）

②年金支払年月日：2016（平成28）年4月15日

年金支払額情報：3,848（円）

退職一金返還額：3,848（円）

③年金支払年月日：2016（平成28）年2月15日

年金支払額情報：3,848（円）

退職一金返還額：3,848（円）

### ・新法退職共済年金（1171）【職域加算部分の経過措置】

①年金支払年月日：2016（平成28）年6月15日

年金支払額情報：371（円）

退職一金返還額：371（円）

②年金支払年月日：2016（平成28）年4月15日

年金支払額情報：371（円）

退職一金返還額：371（円）

③年金支払年月日：2016（平成28）年2月15日

年金支払額情報：371（円）

退職一金返還額：371（円）

（参考）実際に支払われた実績

### ・新法老齢厚生年金（1120）＋新法退職共済年金（職域加算額の経過措置）（1170）

①年金支払年月日：2016（平成28）年6月15日

年金支払額：4,219（円）

②年金支払年月日：2016（平成28）年4月15日

年金支払額：4,219（円）

③年金支払年月日：2016（平成28）年2月15日

年金支払額：4,219（円）

・新法退職共済年金（1170）【特別支給の退職共済年金】

①年金支払年月日：2015（平成27）年12月15日

年金支払年月日：8,166円

退職一時金返還額：0円

（注）65歳到達により、特別支給の退職共済年金から本来支給の老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）に切り替わるタイミングの定期支給では退職一時金返還額は控除されない。

②年金支払年月日：2015（平成27）年10月15日

年金支払年月日：4,083円

退職一時金返還額：4,083円

## 第2節 国家公務員共済組合連合会が送付している書類に記載された内容と同様の内容を確認したい場合

情報提供ネットワークシステムによる情報照会では、連合会から年金受給者へ送付している年金証書や通知書の内容の一部を、情報連携による照会結果から確認することができます。

この節では、これまで情報照会者が年金受給者に添付書類として求めていたものを、情報照会の照会結果から確認することができるよう、代表的な通知書等と情報照会結果のイメージを照らし合わせて解説します。

### 第1 年金証書の記載内容と同様の内容を知りたい場合

年金証書は、年金の請求をした受給権者の方へ、年金の決定が行われた場合に、その受給する年金の受給権や年金額について証明を行うとともに、お知らせするものです。通常、連合会へ年金の請求書を提出してから3ヶ月程度で年金受給者に送付されます。なお、複数の年金の受給権がある場合は、「厚生年金」、「共済年金（経過的職域加算額）」等それぞれについて年金証書が交付されます。



#### 年金決定通知書

① 1. 年金の種類 退職共済年金

2. 年金額及び年金支給額

② 支給開始年月	③ 年金額	④ 支給停止額	⑤ 年金支給額	備考
平成28年4月	1,685,900 円		1,685,900 円	

3. 年金額の内訳

報酬比例額	定額・経過的加算額	職域加算額	⑥ 加給年金額	繰上げ減算額・繰下げ加算額	繰上げ調整額
1,404,914 円		280,986 円	0 円	0 円	0 円

4. 組合員期間

平成15年3月以前の期間	平成15年4月以後の期間	合計
408 月	84 月	492 月

5. 平均標準報酬(月)額

平成15年3月以前の平均標準報酬月額	平成15年4月以後の平均標準報酬月額
349,464 円	698,165 円

6. 加給年金額対象者の内訳

配偶者	子	人
-----	---	---

7. 退職一時金受給額等返還額

--

	年金証書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、別添1年金コード一覧を参照してください。
新法退職共済年金			
②	支給開始年月	年金支給開始年月日	年金の支給が開始になった年月を表示します。
③	年金額	なし	支給停止前の年金額（年額）を表示します。 「基本年金額情報」の金額から「年金支給停止額情報」の金額を加算した金額（年額）となります。 ※「加給年金額」を含んだ金額です。
④	支給停止額	年金支給停止額情報	年金が支給停止される金額（年額）を表示します。
⑤	年金支給額	基本年金額情報	③の年金額から④の支給停止額を差し引いた額（年額）となります。
⑥	加給年金額	配偶者加給金額情報 子の加給金額情報	配偶者、子の加給年金額の合計額（年額）となります。

## 第2 年金支給額変更通知書の記載内容と同様の内容を知りたい場合

年金支給額変更通知書は、在職中のため年金額の支払いに調整が行われたときに年金支給額が変更となった場合にお知らせするものです。なお、複数の年金の受給権がある場合は「厚生年金」、「共済年金（経過的職域加算額）」等それぞれについて年金支給額変更通知書が交付されます。

### 国家公務員共済組合 年金支給額変更通知書

年金証書記号番号 A-12-34-567890-1  
 基礎年金番号 1234-567890 年金コード 1170  
 受給権者氏名 年金 太郎 生年月日 昭和29年4月2日  
 ①年金の種類 退職共済年金

あなたの年金について、下記のとおり支給額を変更しましたので通知します。

平成29年8月14日

印影

国家公務員共済組合連合会理事長

#### 1. 支給額の変更の経過

②変更年月	③年金額	④支給停止額	⑤年金支給額	支給停止の理由
平成29年4月	1,685,900円	496,900円	1,189,000円	在職中

#### 2. 平成29年4月 年金額の内訳

報酬比例額	定額・経過的加算額	職域加算額	⑥加給年金額	繰上げ加算額・繰下げ加算額	繰上げ調整額
1,404,914円	円	280,986円	円	円	円

#### 3. 組合員期間

平成15年3月以前の期間	平成15年4月以後の期間	合計
408月	84月	492月

#### 4. 平均標準報酬(月)額

平成15年3月以前の平均標準報酬月額	平成15年4月以後の平均標準報酬月額
349,464円	698,165円

#### 5. 加給年金額対象者の内訳

配偶者 子 人

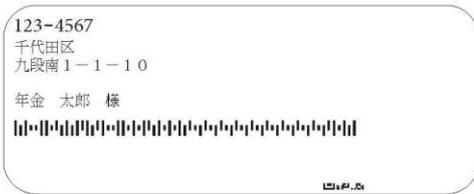
	年金証書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類(年金コード)	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、別添1年金コード一覧を参照してください。
新法退職共済年金			
②	変更年月日	年金支給開始年月日	年金額支給額が変更になった年月を表示します。
③	年金額	なし	支給停止前の年金額(年額)を表示します。 「基本年金額情報」の金額から「年金支給停止額

	年金証書の項目	データ項目	説明
			情報」の金額を加算した金額（年額）となります。 ※「加給年金額」を含んだ金額です。
④	支給停止額	年金支給停止額情報	年金が支給停止される金額（年額）を表示します。
⑤	年金支給額	基本年金額情報	③の年金額から④の支給停止額を差し引いた額（年額）となります。
⑥	加給年金額	配偶者加給金額情報 子の加給金額情報	配偶者、子の加給年金額の合計額（年額）となります。

※支給停止の理由については情報連携で確認することはできません

### 第3 年金額改定通知書の記載内容と同様の内容を知りたい場合

年金額改定通知書は、法律の規定により物価・賃金の変動に応じて年度ごとに年金額が改定されるときに、改定後の年金額をお知らせするものです。なお、複数の年金の受給権がある場合は原則、「厚生年金」、「共済年金（経過的職域加算額）」等それぞれの情報を1枚の年金額改定通知書に記載し、交付されます。



#### 年 金 額 改 定 通 知 書

平成28年 6月 8日

平成28年 4月以降の年金額について、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

国家公務員共済組合連合会理事長

年金 太郎 様

基礎年金番号 1234-567890

① 年金の種類	② 年金証書記号番号	③ 期 間	④ 年金額	⑤ 支給停止額	年金支給額	備 考
退職共済年金	A-12-34-567890-1	平成28年 4月から	908,883円	円	908,883円	
			円	円	円	
			円	円	円	
			円	円	円	
			円	円	円	

#### 年 金 支 払 通 知 書

「第4 年金支払通知書」にて説明

平成28年 6月 定期支給期から、下記の金額が支払われますのでお知らせします。

年金 太郎 様

基礎年金番号 1234-567890

払渡金融機関 ユウチョギンコウ

平成28年 6月 定期支給期（平成28年 6月15日）以降にお支払いする金額	151,480 円
--	-----------

内訳は以下のとおりです。

		課税の対象となる年金	非課税の年金	合 計
支払額	内 訳	151,480 円	円	151,480 円
		退職共済年金 151,480 円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
介護保険料		円		円
国保・後期高齢者保険料		円		円
退職一時金返還額		円	円	円
所得税額および復興特別所得税額		円		円
個人住民税額		円		円
控除額		円		円
差引支払額				151,480 円

平成30年2月定期支給期については、支払額の端数調整を行うため、下記の金額となる予定です。ただし、お勤めされている方等については、この限りではありません。

平成30年2月定期支給期（平成30年2月15日）にお支払いする（予定）金額	151,483 円
---------------------------------------	-----------

※金額につきましては、現時点での情報をもとに計算をしておりますので、今後、変更になる場合があります。変更になりましたら、改めて「年金支払通知書」をお送りします。お問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の年金証書記号番号をお知らせください。

A-12-34-567890-1

PA1AK0000073#

	年金証書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、別添1年金コード一覧を参照してください。
新法退職共済年金			
②	期間	年金支給開始年月日	年金額が改定された年月を表示します。
③	年金額	なし	支給停止前の年金額（年額）を表示します。 「基本年金額情報」の金額から「年金支給停止額情報」の金額を加算した金額（年額）となります。 ※「加給年金額」を含んだ金額です。
④	支給停止額	年金支給停止額情報	年金が支給停止される金額（年額）を表示します。
⑤	年金支給額	基本年金額情報	③の年金額から④の支給停止額を差し引いた額（年額）となります。

## 第4 年金支払通知書の記載内容と同様の内容を知りたい場合

年金支払通知書は、金融機関等の口座振込で年金を受け取られている方に対して、連合会から年金受給者に毎年6月に6月から翌年4月まで毎回（2カ月に1回）支払われる金額を原則1年1回お知らせするものです。（上記第3の年金額改定通知書とあわせて封書にて通知。）ただし、年金支払額や受取金融機関に変更があった場合には、その都度お知らせしています。以下の事例は変更があった際に送付するはがき形式の年金支払通知書となります。なお、複数の年金の受給権がある場合は「厚年金」、「共済年金（経過的職域加算額）」等それぞれの支給額を合算し、1枚の年金支払通知書に記載し、交付されます。

### 年金支払通知書

平成29年2月9日

あなたの年金について、下記のとおり支払うこととなりましたのでお知らせします。

受給権者氏名 年金 太郎 様 基礎年金番号 1234-567890 払渡金融機関 スチヨギンコ

① 平成29年2月15日のお支払いする金額 178,373円

内訳は以下の通りです

支給額	課税の対象となる年金		非課税の年金	合計
	193,164円			193,164円
内訳	退職共済年金	193,164円		
③ 介護保険料		0円		0円
④ 国保・後期高齢者保険料		0円		0円
⑤ 退職一時金返還金	0円		0円	0円
⑥ 所得税額及び復興特別所得税	14,791円			14,791円
⑦ 個人住民税		0円		0円
⑧ 控除額		0円		0円
			差引支払額	178,373円

\*\*\*\*\*

電話等でお問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の番号をお伝えください。  
A-12-34-567890-1

年金支払通知書の項目	データ項目	説明
新法退職共済年金		
① 支払年月日	年金支払年月日	年金の支払年月日が表示されます。
② 差引支払額	年金支払額情報	差し引き後の支払額が表示されます。
③ 介護保険料	介護保険料額情報	介護保険料額情報が表示されます。
④ 国保・後期高齢者保険料	国民健康保険料額情報 後期高齢者医療保険料額情報	国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が表示されます。
⑤ 退職一時金返還金	退職一時金返還額	退職一時金返還額が表示されます。
⑥ 所得税額及び復興特別所得税額	所得税額情報	所得税額及び復興特別所得税額の合計額が表示されます。

	年金支払通知書の項目	データ項目	説明
⑦	個人住民税	住民税額情報	住民税額が表示されます。
⑧	控除額	控除額（過払の額等）	過払の返済等により控除される額が表示されます。

### 第3節 国家公務員共済組合連合会へ公用照会を行った際の

### 回答様式に記載された内容と同様の内容を確認したい場合

情報提供ネットワークシステムによる情報照会では、官公署等からの公用照会に対して、連合会が回答している内容についても照会結果から確認することができます。この節では、情報照会の照会結果から内容を読み取ることができるよう、現在連合会に公用照会が行われているもののうち、代表的なものの様式例の項目と情報照会結果のデータ項目を照らし合わせて解説します。

公用照会に対する回答は照会内容に応じて任意に作成する様式もごございますので、記載している様式は一例となります。

#### 第1 生活保護法関係の場合

生活保護の決定等に当たり、年金収入がある場合は、保護費から当該収入を減額して支給しなければならぬことから、各福祉事務所等からの照会に対し、回答を行うものです。

事務連絡年第 号  
平成 年 月 日

福祉事務所長 殿

国家公務員共済組合連合会  
年金部長 ○ ○ ○ ○

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）

平成 年 月 日付 第 号にてご依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

○照会対象者

- ・氏名 年金 太郎
- ・生年月日 昭和 年 月 日
- ・住所
- ・年金受給の有無 有

・年金額 ①老齢厚生年金 受給開始 平成29年9月

②支給始期	年齢	③基本年金額	④停止額	⑤支給年金額
H29.09	68	98,805		98,805

①退職共済（経過的職域）年金

②支給始期	年齢	③基本年金額	④停止額	⑤支給年金額
H29.09	68	7,604		7,604

・一時金返還 有 各期支払額の1/2

・支給歴（予定含む）

⑥送金日	開始	終了	⑦支給額	⑧税額	⑨控除額	⑩返還額	⑪送金額
H29.11.01	29.09	29.09	8,866				8,866
H29.12.15	29.10	29.11	17,734			8,866	8,868
H30.02.15	29.12	30.01	17,736			8,866	8,870
H30.04.15	30.02	30.03	17,734			8,866	8,868

※送金日が土日の場合、実際の送金日は前の営業日に繰り上がります。

（担当） 年金部年金相談室

	回答書の項目	データ項目	説明
①	年金名称	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	支給始期	年金支給開始年月日	年金の支給が開始になった年月を表示します。
③	基本年金額	なし	支給停止前の年金額（年額）を表示します。 「基本年金額情報」の金額から「年金支給停止額情報」の金額を加算した金額（年額）となります。 ※「加給年金額」を含んだ金額です。
④	停止額	年金支給停止額情報	年金が支給停止される金額（年額）を表示します。
⑤	支給年金額	基本年金額情報	③の年金額から④の支給停止額を差し引いた額（年額）となります。
⑥	送金日	年金支払年月日	その支払期において年金の支払が行われた年月日を表示します。
⑦	支給額	なし	税額等が控除される前の支給額となります。
⑧	税額	所得税額情報 住民税額情報	その支払期において特別徴収された所得税額、復興特別所得税額及び住民税額を表示します。
⑨	控除額	介護保険料額情報 国民健康保険料額情報 又は後期高齢者医療保険料額情報	その支払期において特別徴収された介護保険料額及び国民健康保険料（税）額又は後期高齢者医療保険料額を表示します。
⑩	返還額	退職一時金返還額	退職一時金返還額が表示されます。
⑪	送金額	年金支払額情報	差し引き後の支払額が表示されます。

※実際に支給されている年金額を確認するためには、老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）について照会を行い、それぞれのデータ項目の金額を足し合わせる必要があります。

## 第2 精神保健福祉法関係の場合

障害厚生年金又は障害共済年金が支給されている者より市区町村等に対して精神障害者保健福祉手帳の交付申請があった場合、当該障害年金の支給決定の際に認定された障害等級にならって精神障害者保健福祉手帳の等級決定が行われることから、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る障害年金の受給状況についての照会に対し、回答を行うものです。

(別紙)

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に係る照会について（回答）

年金証書記号番号	氏名 カナ	氏名漢字	生年月日	住所	①	②	③
					診断書の 種類	障害等級	支給停止 の有無
A-21-11-111111-1	ネンキン タロウ	年金太郎	昭和35 年1月1 日	〇〇市〇 〇番地〇 号	精神	2級16号	受給中

	回答書の項目	データ項目	説明
①	診断書の種類	障害診断書コード	障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を数字で表示します。 ※コード値の詳細については、障害診断書コード一覧表（別添2）を参照してください。
②	障害等級	障害等級コード	障害等級コードから各年金法に定める障害年金の等級を表示します。
③	支給停止の有無	年金支給停止額情報 基本年金額情報	障害年金が全額支給停止となっている場合、年金支給停止額情報の金額と、基本年金額情報の金額が同額となっています。

### 第3 児童扶養手当法関係の場合

養育者又は児童に支給されている公的年金が児童扶養手当の受給額を下回っている場合は、その差額分が児童扶養手当として支給されるため、年金受給状況についての照会に対し、回答を行うものです。

(別紙) (表 面)

#### 公的年金受給状況調査書(児童扶養手当用)

【市町村担当者記入欄】

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

本人が公的年金を受給  
基礎年金番号(10桁) \_\_\_\_\_

児童が公的年金を受給  
児童氏名 \_\_\_\_\_  
基礎年金番号(10桁) \_\_\_\_\_

児童が障害基礎年金の子の加算対象  
障害基礎年金受給者氏名 \_\_\_\_\_  
基礎年金番号(10桁) \_\_\_\_\_  
児童氏名 \_\_\_\_\_

【機構記入欄】

本人 が 公 的 年 金 を 受 給	①氏名	年金 花子		②基礎年金番号・年金コード	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1 1 5 0									
	③受給の有無	有・無		④受給無の場合										
	⑤公的年金の種類	① 障害共済・障害厚生年金		⑥受給種別年月	② 昭和 平成 29年 4月									
	⑦証明日現在の年金額(年額) <small>(加給が年金を指した額)</small>	③ 1,006,814 円		⑧上記の対象期間	④ 平成 30年 4月 ~									
	⑨付加年金(加入記録の有無及び額)	有・無		⑩(付加年金相当額) 0 円	⑪厚生年金基金の加入記録	有・無								
⑫支給停止の状況(有無及びその内容)	⑤ 有・無		(内容)											
元 養 育 者 が 公 的 年 金 を 受 給	⑬児童氏名			⑭基礎年金番号・年金コード										
	⑮受給の有無	有・無		⑯受給無の場合										
	⑰公的年金の種類			⑱受給種別年月	昭和・平成 年 月									
	⑲証明日現在の年金額(年額)			⑳上記の対象期間	平成 年 月 ~									
	㉑支給停止の状況(有無及びその内容)	有・無		(内容)										
児 童 が 障 害 基 礎 年 金 の 子 の 加 算 対 象	障害基礎年金受給者(児童の父又は母)について													
	㉒氏名			㉓基礎年金番号・年金コード										
	㉔受給の有無	有・無		㉕受給無の場合										
	㉖受給種別年月			㉗上記の対象期間	昭和・平成 年 月									
	㉘支給停止の状況(有無及びその内容)	有・無		(内容)										
	子の加算対象となっている児童について													
	㉙子加算対象児童氏名(1)			㉚子加算対象児童氏名(2)			㉛子加算対象児童氏名(3)							
	㉜子加算の有無	有・無		㉝子加算の有無	有・無		㉞子加算の有無	有・無						
	㉟子加算受給無の場合			㊱子加算の受給無の場合			㊲子加算の受給無の場合							
	㊳子加算の対象となった月	昭和・平成 年 月		㊴子加算の対象となった月	昭和・平成 年 月		㊵子加算の対象となった月	昭和・平成 年 月						
㊶証明日現在の子加算額(年額)	円		㊷証明日現在の子加算額(年額)	円		㊸証明日現在の子加算額(年額)	円							
㊹上記の対象期間	年 月 ~		㊺上記の対象期間	年 月 ~		㊻上記の対象期間	年 月 ~							
上記のとおり相違ありません。														
平成 年 月 日 日本年金機構中央年金センター長 (公印省略)														
備考														

	回答書の項目	データ項目	説明
①	公的年金の種類	年金決定年月日	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	受給権発生年月	受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を表示します。受給権発生年月は、受給権発生年月日の属する月となります。
③	証明日現在の年金額（年額）	基本年金額情報	支給停止前の年金額（年額）を表示します。 ※「加給年金額」を含んだ金額です。
④	③の対象期間	年金支給開始年月日	年金の支給が開始になった年月又は年金が改定された月を表示します。
⑤	支給停止の状況（有無）	年金支給停止額情報 基本年金額情報	年金が全額支給停止となっている場合、年金支給停止額情報の金額と、基本年金額情報の金額が同額となっています。

※全ての年金額を確認するためには、障害厚生年金及び障害共済年金（経過的職域加算額）について照会を行い、それぞれのデータ項目の金額を足し合わせる必要があります。

※国民年金、付加年金及び厚生年金基金の情報は連合会からは提供できないため、日本年金機構に照会する必要があります。

## 第4 労災保険法及び健康保険法関係の場合

労働者災害補償保険法及び健康保険法に基づく給付の決定に当たり、厚生年金保険法等に基づく特定の年金の支給がある場合は、当該年金額を差し引いた差額を支給することとなるため、労働者災害補償保険法及び健康保険法に基づく給付の決定に係る年金受給状況の照会に対し、回答を行うものです。

事務連絡年 第 号  
平成 年 月 日

〇〇健康保険組合 殿

国家公務員共済組合連合会  
年金部長 〇〇 〇〇

障害厚生年金等の年金額について（回答）

平成 年 月 日付第 号にてご照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### ・調査対象者

氏名	年金 花子 (ネキン ハコ)
生年月日	昭和 35 年 10 月 28 日
①年金の種類	障害厚生年金・障害共済年金（経過的職域加算額）
年金証書記号番号	A-20-12-435678-9 A-21-12-345678-9
②支給開始年月	平成 28 年 11 月

#### ・年金額

支給開始年月	③基本年金額	④停止額	⑤支給年金額	改定事項
平成 28 年 11 月	2,212,980 円	0 円	2,212,980 円	

#### ・支払状況

⑥支払日	該当月	⑦支給額	⑧一時金返還額	⑨差引支払額
平成 25 年 12 月 12 日	平成 28 年 11 月～ 28 年 11 月	184,415 円	0 円	184,415 円

(担当：年金相談室)

	回答書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添 1）を参照してください。
②	支給開始年月	年金支給開始年月日	年金の支給が開始された年月は、受給権発生年月日の翌月となります。
③	基本年金額	なし	支給停止前の年金額（年額）を表示します。 「基本年金額情報」の金額から「年金支給停止額情報」の金額を加算した金額（年額）となります。

	回答書の項目	データ項目	説明
			※「加給年金額」を含んだ金額です。
④	停止額	年金支給停止額情報	年金が支給停止される金額（年額）を表示します。
⑤	支給年金額	基本年金額情報	③の年金額から④の支給停止額を差し引いた額（年額）となります。
⑥	支払日	年金支払年月日	その支払期において年金の支払が行われた年月日を表示します。
⑦	支給額	なし	税額等が控除される前の支給額となります。
⑧	一時金返還額	退職一時金返還額	退職一時金返還額が表示されます。
⑨	差引支給額	年金支払額情報	差し引き後の支払額が表示されます。

別添1 年金コード一覧表

年金コード	制度	年金種別
112X	新法厚年	老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金
132X		障害厚生年金
142X		遺族厚生年金
117X	新法共済	退職共済年金・特別支給の退職共済年金 退職共済年金（経過的職域加算額）
137X		障害共済年金
		障害共済年金（経過的職域加算額）
147X		遺族共済年金
		遺族共済年金（経過的職域加算額）
016X		旧共済
026X	通算退職年金・旧船員保険法該当通算老齢年金	
036X	障害年金	
046X	遺族年金・旧船員保険法該当遺族年金	
096X	通算遺族年金・旧船員保険法該当通算遺族年金	

「X」は通常「0」を表示しますが、同一年金の2度目以降の年金決定の場合は1以上の数字を表示します。

## 別添2 診断書コード一覧表

コード	(内容) 様式D2コード値一覧
以下の年金コードに該当する場合 132X 137X 036X	
0	値なし
1	障害の状態が固定しているため診断書の提出が不要
2	眼の障害
3	聴力・鼻孔機能・平行機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用
4	肢体の障害
5	精神の障害
6	呼吸器疾患
7	循環器疾患
8	腎疾患・肝疾患・糖尿病
9	血液・造血器・その他